

平成30年（行ウ）第66号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小林洋一ほか1名

被告 和泉市長

同補助参加人

令和元年7月4日

大阪地方裁判所第7民事部

釈明事項書

各当事者は、以下の各事項について、それぞれ主張・立証を検討されたい。

第1 原告ら

1 監査結果（甲2）によれば、本件で対象とされている期間に和泉市において入札が実施された造園工事は合計94件とされているのに対し、原告らは合計90件であることを前提とした請求をしており、原告らの主張では平成29年度の工事のうちの4件が漏れているようである。

この点について、必要な範囲で主張・立証を補充されたい。

2 本件住民監査請求後の造園の入札の状況（原告ら第1準備書面第3）について、その後の状況を踏まえた主張・立証を補充するかどうか、検討されたい。

第2 被告

1 被告補助参加人らは、和泉市における造園工事の予定価格が著しく低いと主張している（被告補助参加人ら準備書面(1)第3項等）が、同主張の当否及びその根拠を明らかにされたい。

2 後記第3の被告補助参加人らに対する釈明事項について、被告としても主張・立証の要否を検討し、必要な範囲で補充されたい。

第3 被告補助参加人ら

1 和泉造園緑化協同組合（以下「本件組合」といい、本件組合の組合員を単に「組合員」という。）の法的性格（法人格の有無や根拠法令）、設立の目的、構成等を明らかにされたい。

2 被告補助参加人らの準備書面(1)第4項(2)及び(3)（6～9頁）等によれば、被告補助参加人らの主張は、くじ落札になった工事は、採算性が高いために組合員以外の業者が参加（応札）したので、たたき合い（ダンピング受注）が生じ、結果として、最低制限価格でのくじ落札になったのに対し、一者落札となった工事は、そもそも組合員しか指名されていないか、又は、採算性が低いために

組合員以外の業者が参加（応札）しなかったので、組合員のみが自社の積算価格に基づく応札をし、結果として、92%～95%程度の落札率となったという趣旨と理解されるが、そのような理解で良いかについて、明らかにされたい。上記理解が誤っている場合には、主張を敷衍されたい。

仮に上記理解で良いとして、工事ごとの採算性の高さ等、上記主張を裏付ける事情を立証することは考えられないか、立証について検討されたい。

- 3 被告補助参加人らの上記主張によれば、組合員（被告補助参加人ら）の方針は、原則として、適正な見積もりを基に応札をするというものであるのに対し、組合員以外の業者は、真に落札したい場合にのみ、最低制限価格で応札する方針であるということになるようと思われるが、そのような趣旨で良いのかについて、明らかにされたい。

仮に上記趣旨で良いとして、なぜ、組合員であるかそうでないかによって、上記のような違いが生じるのかについて、主張・立証を補充されたい。

- 4 被告補助参加人らは、造園工事は個性が強いと主張し（被告補助参加人ら準備書面(2)7頁等）、他方で、一者落札になった工事の落札率が92%～95%に近いものが多い理由について、各組合員による積算に基づく応札額が結果としてその辺りに集中しただけであるといった趣旨の主張をする（被告補助参加人ら準備書面(1)10頁）が、両主張の関係はどのように理解すればよいか。工事ごとの個性が強く、設計者によって大きく異なるのであれば、一者落札の場合の落札率もバラつくことになるようにも思われるが、上記関係について、主張を補充されたい。

- 5 被告補助参加人らは、原告らの主張する事情によっても談合の事実を推認することはできないというべき事情として、①造園工事の材料等に市場性が乏しいこと、②和泉市の造園工事の予定価格が他市に比べて低いこと、③和泉市の造園工事は個別性が強く、予定価格の決定が設計者によって異なることなどを主張するが、これらの事情につき、立証を検討されたい。